

社会福祉法人佐野福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条第1項及び同条第2項の規定による社会福祉法人佐野福社会（以下「福社会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定め、もって法人の適正な運営を図ることを目的とする。

(支給の原則)

第2条 支給は報酬及び費用弁償とし、その年度の経常活動による資金収支差額の20%以内の範囲で行うものとする。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 兼任をしていない理事長の報酬は月額とし、別表1に定める額とする。ただし、実費弁償費は支給しない。

- 2 理事が理事会に出席したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）
- 3 評議員が評議員会に出席したときは、別表2に定める報酬等を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設（以下「法人等」という。）のために、理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表3に定める報酬等を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会出席以外で法人等のために、理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表3に定める報酬等を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2に定める報酬等を支払うことができる。

- 2 監事が法人等の指導検査への立会い及び経営状況を指導又は監査の業務にあたったときは、別表3に定める報酬等を支払うことができる。

(旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張するときは、別表4に定める報酬及び旅費等を支給することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から適用する。

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

この規程は、平成18年12月15日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

この規程は、平成21年9月11日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

この規定は、平成29年6月16日から施行する。

この規定は、令和5年6月19日から施行する。

別表1（兼任無き場合のみ）

区 分	報酬（月額）	備 考
理事長報酬	200,000円	

別表2

区 分	報酬（日額）	実費弁償額	備 考
理 事 報 酬	0円	2,000円	
監 事 報 酬	0円	2,000円	
評議員報酬	0円	2,000円	

（令和5年6月19日一部改正）

別表3

区 分	報 酬	実費弁償額	備 考
理事・評議員業務報酬等	10,000円	2,000円	
監事監査指導業務報酬等	10,000円	2,000円	

別表4

運 賃	宿 泊 費	日 当	そ の 他	備 考
実 費	15,000円	10,000円	実 費	